

## 「令和元年度健康診断業務請負」仕様書

### 1. 契約件名

令和元年度健康診断業務に関する請負（単価契約）

### 2. 業務概要

人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及び人事院事務総局勤務条件局長通知「VDT作業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理の指針」に基づき、令和元年度における九州運輸局（本局）及び福岡運輸支局（本庁舎）の健康診断を実施する。

併せて、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則並びに厚生労働省労働基準局策定「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部職員の健康診断を実施する。

### 3. 健康診断の種類

#### （1）九州運輸局（本局）及び福岡運輸支局（本庁舎）

- ①一般定期健康診断等（石綿健診、婦人科検診を含む）
- ②特別定期健康診断（放射能に被ばくするおそれのある業務）
- ③VDT作業従事職員健康診断

#### （2）独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部

- ①一般定期健康診断等（石綿健診、婦人科検診を含む）
- ②特別定期健康診断（放射能に被ばくするおそれのある業務）
- ③VDT作業従事職員健康診断

### 4. 履行期限

健康診断の実施及び報告書の提出を令和2年1月31日までに完了する。

### 5. 検査項目及び受診対象者

別紙1「健康診断実施項目」のとおり

### 6. 対象機関及び受診予定者数並びに実施方法

#### （1）対象機関

- ①九州運輸局（本局）  
福岡市博多区博多駅東2丁目11-1
- ②福岡運輸支局（本庁舎）  
福岡市東区千早3丁目10-40
- ③独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部  
福岡市東区千早3丁目10-40

#### （2）受診予定者数

別紙2「健康診断実施項目別受診予定者数」のとおり

ただし、受診対象者の事情等により受診項目ごとに増減はあるものとする。

#### （3）実施方法

##### ①健康診断会場等

上記（1）の各対象機関の所在地において受託者が手配する健診車、委託者の会議室等を使用し行うものとする。

##### ②日程等

健康診断は平日の開庁時間（9時～12時、13時～17時15分）に行うものとする。

実施日数は、九州運輸局（本局）は3日間、福岡運輸支局（本庁舎）及び独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部は併せて1日間とする。（健診車で対応できない検査項目を除く。）

実施日時については、受託者が担当者と協議のうえ決定するものとする。

##### ③風しんの抗体検査

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性職員について、一般定期健康診断時に健診実施機関において風しんの抗体検査が可能である場合には、男性職員が市町村が発

行した無料クーポン券を持参した場合に限り受検することができるものとする。

#### ④担当者

- ・九州運輸局（本局）  
担当者：総務部 人事課 厚生係長  
TEL：092-472-2313 FAX：092-477-7740
- ・福岡運輸支局（本庁舎）  
担当者：総務企画部門 運輸企画専門官（総務企画担当）  
TEL：092-673-1190 FAX：092-681-8090
- ・独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部  
担当者：管理課 管理第1係長  
TEL：092-673-1268 FAX：092-673-1715

#### ⑤その他

上記①の会場にて当日受診できなかった者及び健診車で対応出来ない検査項目を受診する者については、本業務と同等の検査を受託者の付属機関等（福岡市内に限る。）において、上記4.の実施期間内に同額の単価にて随時実施するものとする。

### 7. 検査結果の報告

上記4.の履行期限内に、対象機関ごとに報告書として以下のものを提出すること。

- ①健康診断結果通知票（様式自由）（受診者本人あてに封筒詰めしたもの） 1部
- ②健康診断結果通知票（様式自由）（事業所保管用） 1部
- ③40歳以上の者については、特定健康診査に係る問診票もしくはXMLデータ 1部<sup>\*1</sup>
- ④有所見者（要観察、要再検査、要精密検査、要治療等）リスト（様式自由） 1部
- ⑤有所見者の健康診断結果通知票（様式自由）（九州運輸局あて） 1部
- ⑥一般健康診断については上記①～⑤の他、委託者が保有する健康診断票（個人別）に受託者が検査結果を記載し、医師が記名押印するものとする。

### 8. 個人情報の保護

- (1)「個人情報」とは、本契約に基づき委託事業者が取り扱う氏名、年齢、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2)委託事業者は、本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (3)請負者は、個人情報を秘密扱いとし、上記（2）の法令に則り、第三者、及び委託事業者の従業員等のうち本契約に関与する者以外に対して開示してはならず、また、本契約を遂行する目的以外に使用しないものとする。
- (4)個人情報を含むデータについての保管期間は5年とし、保管期間を経過したデータについては速やかに破棄すること。受託業務の処理を第三者に再委託してはならない。

### 9. 健康診断料金の請求及び支払

- (1)受託者は、履行完了後、実施した検査項目及び人数を明記した請求書を作成する。
- (2)委託者は、検査職員が適正と認める請求書を受理したときは、受理日から30日以内に代金を支払うものとする。
- (3)税法の改正により消費税法等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

### 10. 業務委託契約者

受託者は、本業務を自ら実施するものとし、再委託を禁止する。

ただし、健診車による健康診断を当日受診できなかった場合及び健診車による対応が出来ない検査項目を受診する場合の健康診断は、受託者が契約する医療機関において受託者の責任において行うことを妨げない。

---

\*1 XMLデータにおいて、電子媒体での提出が有償の場合は、問診票を提出するものとする。

11. 実施内容及び仕様書に関する問い合わせ先

・仕様内容に関すること

九州運輸局 総務部 人事課 厚生係長

TEL : 092-472-2313 FAX : 092-477-7740

・契約に関すること

九州運輸局 総務部 会計課 調度係長

TEL : 092-472-2314 FAX : 092-477-7740

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または内容について疑義が生じた場合は、その都度上記11の担当者と協議することとし、また、詳細については担当者の指示による。
- (2) この委託業務について、契約事項及び本仕様書に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上、当然必要なものは、上記11の担当者の指示に従い受託者の負担で行うこと。
- (3) 本仕様に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

## 健康診断実施項目

## 1. 一般定期健康診断等

検査項目	受診対象者
①既往歴及び業務歴 ②身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定 ③自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ④血圧の測定 ⑤尿中の蛋白及び糖の有無の検査	全職員
⑥胸部エックス線検査（間接撮影）	全職員 ※他の検査で直接撮影を行う者は除く。
⑦血糖検査 ⑧LDLコレステロール検査 ⑨HDLコレステロール検査 ⑩中性脂肪検査 ⑪貧血検査 ⑫肝機能検査 ⑬尿酸検査	①35歳及び40歳以上の職員 ②自動車検査業務従事者 （その業務を離れて3年以内の者を含む。）
⑭心電図検査	35歳及び40歳以上の職員
⑮胃の検査	40歳以上の職員（妊娠中の女性職員を除く。）
⑯便潜血反応検査	40歳以上の職員
⑰喀痰細胞診	①40歳以上の職員で、以下のいずれかに該当する職員 a) 喫煙者及び元喫煙者で喫煙指数（1日の平均喫煙本数 × 喫煙年数）が600以上 b) 6ヶ月以内に血痰のあった者 ②自動車検査業務従事者 （その業務を離れて3年以内の者を含む。） ※①及び②のいずれも人間ドック受診者を含む。
⑱石綿業務 ・自覚症状等の検査 （咳、痰、息切れ、胸痛等） ・肺臓の検査 （エックス線直接撮影を含む）	石綿の粉じんにはく露するおそれのある業務に従事する者 （人間ドック受診者を除く。）
⑲乳がん検診 （マンモグラフィ（2方向）又は乳腺エコー） ⑳子宮がん検診	40歳以上の女性職員のうち、受診を希望する者 （人間ドックで同様の検査を受診する者を除く。） 乳がん検診は、マンモグラフィまたは乳腺エコーのいずれかを選択。

## 2. VDT作業従事職員健康診断（作業区分A）

検査項目	受診対象者
①業務歴の調査 ②既往歴の調査 ③自覚症状の有無の調査 a) 眼疲労を主とする視器に関する症状 b) 上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 c) ストレスに関する症状 ④眼科学的検査 a) 視力検査 b) その他医師が必要と認める検査 ⑤筋骨格系に関する検査 a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b) その他医師が必要と認める検査	一般職員、再任用職員及び任期付職員

## 3. 特別定期健康診断

### （1）人事院規則10-4別表第3第2号（放射能に被ばくするおそれのある業務）

検査項目	受診対象者
①被ばく経歴の評価 ②末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査 ③末梢血液中の赤血球の検査及び血色素数量又はヘマトクリット値の検査 ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査	（対象者） 放射能に被ばくするおそれのある業務に従事する者（人間ドック受診者を含む。） （時期） 上記業務に従事する日の事前及び事後に設定する。ただし、同一の者がその業務に従事した後6月を超えない期間内に再びその業務に従事する場合は、事後のみとする。

